

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の製造施設等の保安検査
概要	火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設（特定施設）又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、定期的に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第35条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	特定施設又は火薬庫が、法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているか、第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかについて確認します。 <ul style="list-style-type: none">火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第6条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088)「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について【別添1】火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）又は【別添2】火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵） (令和3年10月15日保局第2号) (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/reiji.html)
標準処理期間	40日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、2年11月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の30日前）
提出方法	保安検査申請書1通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	41,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	